

監 第 5 1 号

令和6年2月9日

琴浦町長 福本まり子 様

琴浦町議会議長 大平 高志 様

琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司 様

琴浦町監査委員 稲 田 裕 司

琴浦町監査委員 田 中 肇

随時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

随時監査結果報告書

1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

2 監査の対象

各課・室・局が管理している通帳と銀行印の保管取扱状況について

3 監査実施日 令和6年1月24日（水）

4 監査の方法

各課・室・局が提出した「通帳管理一覧」から預金額、保管状況を基に27件を選び、関係部署より説明聴取及び現地調査を実施した。

5 監査の対象

福祉あんしん課（民生児童委員・赤十字募金3件）

社会教育課（安田地区公民館4件・赤碕地区公民館5件・スポーツ協会2件）

商工観光課（白鳳祭実行委員会）

総務課（総務課保管通帳10件）

農林水産課（農業再生協議会戸別所得補償支援金会計）

6 監査の結果

【課題】

- ・鍵が無く施錠できない机がある
- ・印鑑・通帳を同一人が管理している部署がある
- ・決裁印を申請者が押印できる環境がある
- ・職員名義の通帳がある
- ・委員謝金の振込を個人口座でなく一括して交付している
- ・振込カードで払い出しが行われている会計がある

【対応策】

- ・管理職で対応を検討し改善策を通帳管理規定等で明確にする
- ・複数人でチェックする体制を構築する
- ・管理職が押印し部下任せにしない
- ・1人に業務が集中してしまわないよう定期的なジョブローテーションを行う
- ・管理する通帳の団体と協議し団体の長の名義の通帳に変更する
- ・通帳保管場所は施錠できる場所へ変更する
- ・内部統制・通報制度の制定

7 監査の意見

(1) 通帳・印鑑の管理について

通帳・印鑑の管理については以前、管理者を分けて管理するよう指摘したが、不適切な管理実態が見受けられた。

理由の一つとして、監査の指摘事項を認識し実践している管理職の部署と、同じく認識していない管理職の部署の存在が挙げられる。

原因を調査し、適正な事務執行を行うよう管理職並びに職員へ周知徹底を図られたい。

現在、通帳管理規程等を作成中とのことであるが、通帳・印鑑等の管理のあり方についても管理職会等で十分協議し、必ず実施し、習慣化できる管理体制が構築できるよう取組を強化されたい。

また、担当者個人名義の通帳については、団体の代表者名義に変更するよう改められたい。

(2) 保管場所について

管理職の机に鍵がかからない机がある。通帳・印鑑は施錠できる場所に収納されたい。

(3) 伺書決裁印の取り扱いについて

決裁印・公印の押印について、管理職が内容を確認しているものの、押印は担当者が行っている場合があるなど間違いや不正が判明しにくい環境が続いている。

押印にあたっては管理者である管理職自ら行われたい。

(4) 各種団体の経理

各種団体の通帳管理について、団体と管理の在り方について協議し、場合によっては団体で管理していただく等検討されたい。